第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

本計画の対象である史跡原城跡は、長崎県島原半島南部に位置する。原城は、中世から近世 初頭にかけて当地を治めた有馬氏の本城、日野江城の支城として慶長期に完成した城郭である。 本丸は総石垣であり織豊系城郭にみられる構造を持つ一方、他の曲輪は土造りであり、近世 的な構造と中世的な構造が共存しているのも原城の大きな特徴の一つである。

城主であった有馬晴信の失脚、有馬直純の日向転封の後、元和2年(1616)に大和五条より 入封した松倉重政が居城を島原へ移すこととしたため、原城と日野江城はほどなく廃城となった。

その後、寛永 14 年 (1637) に起こった島原・天草一揆においては、益田時貞(天草四郎)を総大将とする一揆勢が廃城となっていた原城に籠城し、鎮圧に当たった幕府軍との攻防を繰り広げるが、翌 15 年 (1638) 2 月に総攻撃を受けて一揆は終結した。

その後、原城は山林や田畑と化したが、近現代になって原城跡の歴史について目が向けられるようになり、昭和11年(1936)には、当時の南有馬町から史蹟の指定申請が文部省へと提出され、昭和13年(1938)5月30日に「史蹟原城址」として国史蹟の指定を受けた。

指定後の動向に関し、昭和17年、原城跡における保存施設の設置が、文部省より管理団体の 南有馬町に対して勧告されたが、第二次世界大戦の最中でもあり、十分な保存対策の実現には 至らなかった。

戦後、昭和23年(1948)には八幡神社境内に中学校が設置されるも、原城跡の保存に関する大きな事業は行われなかった。しかし、一揆の供養の大法要や桜の植栽などが民間により実施された。

昭和27年には、原城史蹟室が設置、昭和31年には原城循環道路が整備され、史跡周辺では温泉開発および温泉宿泊施設などの整備が行われた。

昭和39年から42年にかけて、原城跡および周辺域においては、農業構造改善事業による圃場・農道・営農施設の整備が行われ、この頃に住宅の新増改築や観光事業と関連した顕彰碑等の設置も行われている。

昭和42年には「原城資料館等建設準備委員会」が発足し、環境整備計画として史跡内の用地 買収が計画された。翌43年、同計画は「風土記の丘」建設計画に切り替えられ昭和49年まで 推進されたが、最終的に必要な用地の公有化が困難な見通しとなり実現には至らなかった。

昭和51年4月には、史跡内土地所有者154名により原城跡の史跡指定解除を求める陳情書が 町へ提出される事態が生じた。この問題を受け、町議会は「原城跡特別委員会」を設置し、県 文化財保護審議会は「原城問題小委員会」を発足させ事態解決の検討にあたった。

こうした一連の状況を受け、史跡の保存管理の徹底を図るため、昭和53年3月に『原城跡保存管理計画』が策定された。計画を受け、昭和54年度から史跡内の土地公有化事業が開始されている。

平成元年 3 月には『史跡「原城跡」環境整備計画 ―島原の乱の舞台― 』が策定され、原城跡の調査整備等に関する短期、長期の計画が示された。この時点において史跡での発掘調査が行われた履歴はなく、遺構の把握が課題の一つとして挙げられている。

平成4年度から開始された発掘調査により、本丸を取り巻く石垣が全体的に現存していることが確認された。それと同時に、石垣の天端や隅角が大きく破却された状態、さらに島原・天草一揆における一揆勢の人骨や、身につけていたキリシタン遺物などが壊された石垣とともに埋め込まれた状況も明らかとなった。

また、検出石垣の保全をはじめ、調査により保存上の課題も急増した。調査以前に策定された環境整備計画では想定していなかった事項が多く、適宜、国、県および調査整備の指導委員会から助言を受けながら、平成22年度まで事業を実施している。

平成21年度には、本丸地区の調査が概ね終了したこと、また調査結果を受けて、史跡の保存や整備にも大幅な見直しと具体化が必要となったことから、日野江城跡、吉利支丹墓碑との合冊という形で改めて保存管理計画書を策定した。複数の史跡の保存管理計画を合冊で策定する手法は決して一般的ではないが、当時、原城跡、日野江城跡および吉利支丹墓碑は世界文化遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産候補となっており、史跡の保存管理計画を有していることが資産となる要件の一つであった。しかしながら、原城跡および日野江城跡の保存管理計画は策定からかなり年数を経過し、吉利支丹墓碑については計画を有していなかったことから、喫緊の事情による合冊での計画策定であった。

翌平成22年度には本丸地区の整備等を中心とした『史跡原城跡整備基本計画書』の策定を行い、平成28年度にはその追補版、ならびに補訂版を策定した。以降の整備事業については、これらの計画に基づいて実施を進めている。

史跡原城跡の保存管理計画は、前述したように昭和53年3月ならびに平成22年3月に策定しているが、策定から年月が経過し、これまでの運用において課題も蓄積している。一つは、前回策定の保存管理計画の記載が本丸にやや偏っており、二ノ丸・三ノ丸など他の曲輪や仕寄場など史跡全体への言及が不足している点がある。また、先般の文化財保護法改正にも見られるよう、今日、文化財行政に強く求められている活用分野の方策についても拡充が必要である。

こうした状況を踏まえ、現行保存管理計画の理念を踏襲しつつ、史跡全域あるいは周辺も含めた保存活用策の記載拡充のため、新たに『史跡原城跡 保存活用計画』を策定することとした。

第2節 計画の目的

本計画は、原城跡を次世代へ確実に継承していくため、原城跡が有する本質的価値とその構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくために、現状と課題を整理し、保存・管理や活用、整備、運営等について、方針および方法を示すことを目的とする。

第3節 計画の対象範囲

本計画の直接の対象範囲は、国史跡の指定範囲とするが、指定地の外側にも陣場跡、仕寄場等関連する要素が広がっており、それらの保存の取り組み等についても方向性を示すことが必要である。このため、史跡指定範囲に加え、原城跡と関連の深い指定地周辺域を構成する諸要素を含めて検討を行うものとする。(図 1-1 参照)



図 1-1 計画対象範囲図

第4節 委員会の設置・経緯

本計画策定にあたっては、従来、原城跡の保存、調査整備等について指導を受けている「原城跡・日野江城跡専門委員会」ならびにオブザーバーとして文化庁、長崎県に助言を受け、検討を行った。委員等の構成と委員会開催の経緯については次のとおりである。

1)委員会の構成

【指導助言】

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会

委員長	高瀬 要一	(元) 奈良文化財研究所 文化遺産部長	史跡整備
委員	岡林 隆敏	長崎大学 名誉教授	土木工学
	千田 嘉博	奈良大学 文学部 文化財学科 教授	城郭
	玉井 哲雄	国立歴史民俗博物館 名誉教授	建築史
	服部 英雄	くまもと文学・歴史館 館長	中世史
	福田 千鶴	九州大学基幹教育院人文社会科学部門 教授	近世史
	宮武 正登	佐賀大学全学教育機構人文科学・芸術部門 教授	城郭
	分部 哲秋	学校法人玉木学園 長崎医療技術専門学校 校長	形質人類学
	朽津 信明	東京文化財研究所保存科学研究センター修復計画研究室 室長	保存科学・地質学
	嶋田 惣二郎	南島原市文化財保護審議会	地域有識者

【オブザーバー】

文化庁

文化庁文化財第二課 文化財調査官(史跡部門)	浅野 啓介
長崎県	
教育庁 学芸文化課 係長	中尾 篤志
教育庁 学芸文化課 係長	宮武 直人
教育庁 学芸文化課 文化財保護主事	前田 加美
文化観光国際部 世界遺産課 課長補佐	川口 洋平

【事務局】

南島原市教育委員会

所属	平成 31 年度	令和 2 年度
教育長	永田 良二	同左
教育次長	深松 良蔵	栗田 一政
文化財課 理事	宮崎誠	_
文化財課 課長	松本(慎二	岡野 博明
文化財課 班長	鬼塚 俊範	梶原 知治
文化財課 文化財班	伊藤 健司 (副参事)	同左
文化財課 文化財班	竹村 南洋 (主事補)	金子 修二 (副参事)

【事務局補助】

株式会社 埋蔵文化財サポートシステム

2) 委員会開催の経緯

回数	開催日	議事など
第1回	令和2年2月20日	原城跡保存活用計画「第1章~第5章」の素案の検討
第2回	令和2年12月16日	原城跡保存活用計画「第1章~第11章」の素案の検討
第3回	令和3年2月25日	原城跡保存活用計画についての審議および最終確認

第5節 関連諸計画の整理

本計画に関連する諸計画の概要および各計画における原城跡の位置付けを以下に整理する。 (表 1-1 参照)

表 1-1 関連計画一覧表

表 1-1 関連計画一	^{見衣} 内容	原城跡保存活用に関わる項目
第Ⅱ期南島原市 総合計画 (平成30年3月)	市の最上位計画で、「これからも 住み続けたい住んでみたいまち」を将 来像として、「一人ひとりの"しあわせ"のために みんなで進める まち づくり」を基本理念とする。計画期間 は 2018 年から 2027 年。	「郷土の誇りを守り活かすまちづくり」の 基本柱に則り、受け継がれてきた歴史や文化 財を市民とともに適切に保存整備し、活動を 担う人材の育成や地域の文化遺産の有効活用 により地域の活性化につなげるなど、南島原 市の歴史・文化に愛着と誇りの持てるまちづ くりを目指す。
南島原市都市計画 マスタープラン (平成 25 年 3 月)	上位計画である「南島原市総合計画」を踏まえ、都市の将来都市像「自然と歴史に育まれた文化を継承して活かし ひときわ輝く魅力あふれるまちづくり」に向けた都市づくりの基本的方向を示し、今後の具体的な事業を先導するとともに、長期的で独自のまちづくりを、計画的かつ総合的に進めていく根拠とする。	原城跡の地域別構想のベースとなる地域区 分は、北有馬・南有馬地域に区分され、「歴史 と文化に育まれた誇り高きまちとして地域の 個性と魅力に満ちた美しい地域づくり」を基 本理念として、土地利用、都市施設整備、都 市環境・自然環境、景観形成について各方針 を定めている。
南島原市景観計画 (平成23年4月、 平成25年4月改定)	南島原市の景観戦略、制限事項等について定めた計画である。平成25年4月には、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として登録を目指す原城跡周辺、日野江城跡周辺などを重点地区として設定する目的で改訂が行われた。	史跡原城跡周辺は、歴史的資源を広くアピールする景観まちづくりの先導地区としての位置づけがなされている。重点地区内は史跡、沿道市街地、集落、田園など土地現況に沿ってゾーニングし、それぞれの性格に応じた景観保全を行うこととしている。
南島原市 地域防災計画 (平成19年3月、 令和2年5月改訂)	南島原市地域防災計画は、災害対策 基本法第 42 条に基づき、南島原市に 係わる災害から市民の生命・身体・財 産を保護し、災害による被害を軽減す ることを目的として、市や防災関係機 関が行うべき災害予防対策や災害応 急対策、災害復旧対策を定めている。	文化財の災害予防対策として、予防施設・設備の整備や予防対策指導(管理体制の整備、禁火区域の設定、文化財の保全診断の定期的実施の推進など)を県教育委員会、市教育委員会が実施する。また、市は防災体制を整備し、市民はもちろん観光客・旅行者等の安全確保に努める。

計画名	内容	原城跡保存活用に関わる項目
南島原市観光地 づくり実施計画 (平成28年3月)	南島原市の観光資源を活用し、周遊 滞在型を軸とする観光地づくりの推 進について定めた実施計画である。	歴史・文化財分野において史跡原城跡は、 特に世界遺産への登録を目指しており、中核 的な位置づけとなっている。同計画における 主な取組課題として、案内誘導系サインの整 備、ガイドの確保・育成等を掲げている。
南島原市自転車 活用推進計画 (令和元年11月)	南島原市の特性やニーズ、課題等を 考慮し、市民の日常生活を支える快適 な自転車通行空間を確保し、自転車を 活用した市民の健康増進や交流機会 づくり、地域の魅力を巡り楽しめる環 境づくりを進める。	「南島原スロー・サイクルの形成」を基本目標として、自転車を活用した「九州横断ルート(仮称)」等のサイクルルートを設定し、市民や来訪者が地域の魅力をゆっくりと巡り楽しめる仕組みを創造する。レンタサイクルサービスの拡充を図り、原城跡などの地域資源や景観資源等を活用した地域活性化を推進する。
南島原市過疎地域自立促進計画(平成28年3月)	南島原市の過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に定めた計画である。	【地域文化の振興等の方針】 本市の貴重な文化財を護り、後世へ継承していくため、保護管理及び保存整備などの各種事業を行う。また価値の高い文化財は、法令及び条例に則り指定文化財にするとともに、清掃活動や巡視活動の強化、環境整備を行う。なかでも市内の重要な遺跡に関しては発掘調査による情報収集を行い、学術研究や保護整備に努め、開発行為によって埋蔵文化財が損なわれる事のないよう指導を行う。(中略) これらの歴史・文化財の活用・普及を行うため、企画展や報告会など文化財の活用事業を推進するとともに、体験教室等を通じた教育現場における活動支援や活動拠点となる資料館設備の充実と適切な管理運営、市民への指定文化財等の情報提供を行う。
南島原市教育振興 基本計画 (平成30年9月)	本市の教育施策を総合的かつ計画 的に推進するため、「南島原市教育方 針」に掲げる理念や今後指針すべき具 体的施策を明らかにしたアクション プランとして策定した計画である。	市民一人一人が『幸せで悔いのない人生を 歩むための、"善き人格"を育む』ことを教育 の目的とし、史跡原城跡などの文化財を通し て、学校教育の充実、社会教育の推進、文化 財の保護と活用などを図るよう定めている。
南島原市世界遺産 アクションプラン	世界文化遺産の構成資産である史 跡原城跡と関連する文化財について、 適切に保存管理しながら地域振興に 資する施策を実施していくために定 めた計画である。	史跡原城跡とその緩衝地帯を中心として、 関連資産が分布する市内全域において、「"ま ちの宝の未来への継承"と"地域の発展"」を 目的に、官民協働で世界遺産に関わる保存や 活用に関する様々な取組を展開していくこと を定めている。

計画名	内容	原城跡保存活用に関わる項目
原城跡保存管理計画 (昭和53年3月)	昭和 13 年に国指定を受けた史跡原 城跡がかかえている問題点を明らか にし、史跡のもつ意義の見直しを行 い、今後の保存管理上の基本方針を定 めた計画である。	史跡原城跡の現状と問題点を踏まえ、指定地とその周辺を一体的なものとしてとらえ、指定地を A・B・C の三地域に区分し、それぞれの現状変更の取扱い、公有化の推進の基本方針、史跡保存のための整備、普及啓蒙について定めている。
原城跡、日野江城跡、 吉利支丹墓碑 保存 管理計画書 (平成22年3月)	国指定史跡原城跡、国指定史跡日野 江城跡、国指定史跡吉利支丹墓碑を適 切に保存・継承し、地域の活性化に寄 与することを目的に策定した計画で ある。	有馬氏時代に築かれた城郭としての価値、「島原の乱」における象徴的舞台としての価値、時代を超えて見守られている遺跡としての価値、史跡をとりまく景観の価値の4つを基本理念とした保存管理、整備活用、管理及び運営体制整備の方針を定めている。
史跡原城跡 整備基本計画 (平成23年3月)	「原城跡、日野江城跡、吉利支丹墓碑 保存管理計画書」(平成22年3月) に基づいた、史跡原城跡の適正な保存並びに活用整備に向けた基本計画である。	遺構の保存と自然地形・景観の保全、文化 財としての価値の顕在化、島原の乱の主舞台 としての整備、キリスト教関連遺跡としての 整備、来訪者の受け入れ施設の整備を整備方 針として今後の整備及び事業実施における基 本的な判断基準を定めている。
史跡原城跡 整備基本計画 (追補版) (平成28年7月)	「史跡原城跡整備基本計画書」(平成23年3月)の追補版であり、史跡原城跡の周辺活用及びネットワークの構築等に係る計画の拡充を目的としたものである。	近隣の関連文化財と文化施設を相互にネットワーク化し、活用の相乗効果を図る施策の 具現化に向けた整備計画を定めている。
史跡原城跡 整備基本計画 (補訂版) (平成29年3月)	「史跡原城跡整備基本計画書」(平成23年3月)の補訂版であり、史跡原城跡の整備計画の拡充を目的としたものである。	前回計画を踏襲しつつ、近年頻発する豪雨 等自然災害に対する防災対応、本丸を除く地 区における今後の発掘調査の進め方など、史 跡原城跡の保存整備において必要となる計画 の拡充に重点を置いた整備計画を定めてい る。
包括的保存管理計 画 長崎と天草地方 の潜伏キリシタン関 連遺産 (平成29年1月)	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の各構成資産間の緊密な関係に基づき、推薦資産全体が持つ顕著な普遍的価値を確実に保存・継承、一体的な保護の在り方及びその方法並びに推進体制を含む全体の保存管理体制を明確にする。	推薦資産 12 の構成資産の一つである史跡 原城跡の法的保護と保存管理、構成資産と調 和した周辺整備及び秩序ある公開、地域の持 続的発展の推進、所有者及び地域関係者が一 体となった保存管理体制の計画策定を行い、 推薦資産全体に対して総合的なマネジメント を実施し、万全の措置を講ずる。

第6節 計画期間の検討

本計画の対象期間は、令和 3 年(2021)4 月 1 日~令和 13 年(2031)3 月 31 日の 10 年間とする。